

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年7月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>（町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>本則に次の2条を加える。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 略</p> <p>略</p> <p>（町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>第4条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>第7条第1項中「3月以内（当該基準日が</u></p>	<p>（町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>本則に次の2条を加える。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（規則で定める職員を除く。）に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 略</p> <p>略</p> <p>（町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>第4条 町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p><u>第7条第2項中「している職員」の次に「（地</u></p>

12月1日であるときは、6月以内)」を「6月以内」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加える。

略

第9条中「職員は、」の次に「次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する」を、「占める職員」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年未満であること。
- (2) 所定の勤務日数又は1日の勤務時間が規則で定める日数又は時間に満たないこと。

略

附 則

(施行期日)

1 略

(結婚休暇に関する経過措置)

2 略

(育児休業をしている職員の期末手当に関する経過措置)

3 第4条の規定による改正後の町田市職員の育児休業等に関する条例第7条第1項の規定は、令和2年3月1日を基準日とする期末手当の支給の対象となる職員に係る同年12月1日以後の日を基準日とする期末手当について適用し、当該対象となる職員に係る同日前の日を基準日とする期末手当については、なお従前の例による。

(会計年度任用職員の部分休業に関する特例措置)

4 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育する会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員

方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。))」を加える。

略

第9条中「職員は、」の次に「次の各号のいずれにも該当する」を、「占める職員」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

略

附 則

(施行期日)

1 略

(結婚休暇に関する経過措置)

2 略

をいう。)は、施行日から令和3年3月31日までの間に限り、任命権者に対し当該子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを請求することができる。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。

5 第4条の規定による改正後の町田市職員の育児休業等に関する条例第9条から第12条まで(第10条第2項及び第11条第1項を除く。)の規定は、前項に規定する休業について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。